

周南市公共施設等ＬＥＤ照明設備賃貸借
屋外設備に係る特記仕様書

令和８年９月

周南市

1 適用範囲

本仕様書は、道路照明灯及びグラウンド照明等（以下、「屋外設備」という）へのＬＥＤ照明設備導入に適用する。

2 照明器具（物品）仕様

屋外設備に係る照明器具共通

- ① 器具は国内用に製造されたものを使用すること。
- ② 光源（ＬＥＤ）寿命は、60,000 時間以上（光束維持率：道路照明灯 80%以上）の製品とすること。
- ③ 指定がない限り、光色は昼白色を原則とすること。
- ④ 器具交換を基本とするが、意匠性の確保が必要なデザイン灯など特殊形状の箇所は、代替器具又は管球交換について本市と協議の上、決定すること。
- ⑤ 器具外観の色（仕上げ色）については、既存ポールと同系色を原則とすること。
- ⑥ 原則として、照度等、既設の照明器具と同等以上の性能を確保すること。ただし、現地調査の結果、既設の照明器具と同等の照度が必要ないと認められる場合は、置き換えについて本市と協議の上、決定すること。
- ⑦ 既設の照明灯が自動点滅器や設置に必要な付属品を有している場合は、本業務の対象に含めること。
- ⑧ 器具は、堅牢で防水性、耐候性、耐食性を有し、保守点検が容易なもので、正常な使用状態において機械的、電氣的にその機能を保持できるものとする。
- ⑨ 製品に形式・ロットナンバーが明記され、製品の管理がされていること。
- ⑩ 電柱、自立柱、壁面等に設置されている器具と置き換えて設置できること。
- ⑩ 曲線型ポール及び直線型ポールの両方に取り付けが可能であること。
- ⑪ 取り付けた器具には落下防止措置を施すこと。
- ⑫ 既設照明器具に遮光機能（遮光板、ルーバー等）が付属されている場合は、同等の機能を有するものを設置すること。
- ⑬ 海岸より 0～200m 程度の範囲は重耐塩性能、200m～20km 程度の範囲は耐塩性能を有する器具を選定すること。
- ⑭ 景観や近隣の住環境等において特に配慮すべき事由等がある場合は、ＬＥＤ灯具の仕様等について本市と協議の上、決定すること。
- ⑮ 屋外施設のグラウンド照明については、光害対策が考慮されている製品を設置すること。

3 ＬＥＤ照明器具の改修工事仕様

(1) 現地調査

- ① 既設屋外設備について、所在地、引込柱、器具種類、具体的な設備内容など施工や維持管理上必要となる各種情報を調査すること。
 - ② 現地調査及び機器等の改修にあたり、既設柱の状態についても調査すること。損傷等を確認した場合は、本市と協議を行い、対応を決定するものとする。
 - ③ 道路照明灯の調査時においては、器具の遠景・近景・近接写真を撮影し、導入する管理台帳内に格納すること。
- (2) 道路照明灯に係る電力契約の調査・照合・申込み
- ① 電力会社と緊密な連携のもと、既設屋外設備に係る電力契約の調査・照合を行い、現地調査結果と突合すること。
 - ② 電力契約と既設屋外設備の数量を把握し、相違を整合すること。(屋外設備があつて電力契約の無いもの、電力契約があつて設備が無いもの、契約者(部署)が異なるものを選別し、それらについて電力会社及び本市と協議を行い、両者の整合を図る。)
 - ③ LED化に伴う契約変更の申込み及び前項で把握した契約相違に係わる新設、減設又は契約者変更の申込みを行うこと。
 - ④ 電力会社への手続きは全て代行し、改修後、速やかに申請すること。
- (3) 道路照明灯に係る管理台帳の作成、データベースの構築・更新
- ① 本事業による賃貸借物件であることが分かるよう管理台帳を作成すること。
 - ② 前項の管理台帳で管理する必要事項は以下のとおりとするが、管理項目の追加等、詳細については本市と協議の上、決定する。
 - ア) 位置情報(管理番号、設置場所、引込柱番号(中電柱及びN T T柱)等)
 - イ) 設備概要(器具仕様、灯柱形状、施工者名等)
 - ウ) 電力契約情報(地域番号、契約名義、お客様番号、請求番号、契約種別、引込状況等)
 - エ) 改修及び修繕等記録(作業年月、改修及び修繕内容等)
 - オ) その他(設備写真等)
 - ③ 賃貸借開始後、維持管理に係るデータを定期的に更新し、最新データを年1回本市に納品すること。なお、納品データについては、特別なアプリケーションを要さず展開できるデータ形式とし、事前に本市の承諾を得ること。
 - ④ 本市が持つ地図情報システム(G I S)へ取り込むデータベースを構築し、連携可能なShape形式で納品すること。なお、地図情報システムへのデータ処理については本市が行う。
- (4) 器具等の設置
- ① 関係法令を遵守し、LED化のメリットを最大限に享受できる計画の策定及び施工・施工管理を行うこと。
 - ② 関係法令を遵守し、交通誘導員などの安全対策、近隣住民や交通に配慮した計画の策定及び施工・施工管理を行うこと。

- ③ 関係法令を遵守し、作業者の安全に十分配慮した施工・施工管理を行うこと。
 - ④ 現地調査により作成された施工計画に基づき、施工計画書（工程表、作業体制、安全管理計画、現場責任者選任、現場責任者経歴書、現場責任者資格写し等）を速やかに作成し、本市と調整を図ること。
 - ⑤ 既設器具を取り外し、未使用品の器具を設置すること。
 - ⑥ LED照明器具は本仕様書及び機器仕様書記載の内容を満たすものとする。（自動点滅器や設置に必要な付属品についても本業務に含めること。）
 - ⑦ 機器等の設置工事時間、交通規制等の安全対策については、本市及び関係機関と協議の上、必要な許可申請（道路使用許可等）を行うこと。
 - ⑧ 機器等の取付けが困難であるもの、あるいは疑義が生じるものについての確認を施工前に行い、本市に報告するとともに、対応について協議すること。
 - ⑨ 既設屋外設備において遮光板を設けている器具については、最も効果的な遮光及び照明範囲となるよう現地調査の上、遮光板の設置を検討すること。また、遮光板が設けていない器具についても、賃貸借開始から1年間は光害対策として遮光板又は角度調整等の要望があった場合は、賃貸人の負担で適宜対応すること。
- （5） 道路照明灯に係る管理プレートの設置
- ① 現地調査結果のデータを基に、管理番号等を表記した管理プレートを歩行者等から視認しやすい箇所に設置すること。なお、表記内容は本市と協議の上、決定すること。
 - ② 管理プレートは、1設備、1灯柱毎に設置すること。
 - ③ 管理プレートの材質は、耐候性能があり、錆の発生のないものとする。
 - ④ 管理プレートの刻字は、劣化が少なく、文字の視認が容易であること。